

社会資本整備審議会住宅宅地分科会
(第28回)
議事録

社会資本整備審議会住宅宅地分科会（第28回）

平成22年10月1日

【事務局】 皆様、大変お待たせを申し上げます。ただいま定刻となりましたので、ただいまから住宅宅地分科会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方にご多忙のところご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。議事に入るしばらくの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以下は着席で進めさせていただきます。

まず、本日のご出席いただきました専門委員を除く委員の先生方の数は、ただいま4名でございますが、後ほどまた1名いらっしゃいますので、5名になる予定でございます。総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、当分科会の公開につきましては、マスコミのみの公開となっております。

なお、議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後に、発言者氏名を除いて国土交通省のホームページにおいて一般に公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は〇〇国土交通大臣政務官にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと存じます。〇〇国土交通大臣政務官、よろしくお願いいたします。

【国土交通大臣政務官】 皆さんおはようございます。ただいまご紹介を賜りました国土交通大臣政務官を務めさせていただきます〇〇でございます。

本日は、ご多用の中、こうしてお時間を賜り、お集まりいただきましたことを心から感謝申し上げます。〇〇分科会長をはじめ、本当にこの住宅宅地分科会の皆様には大変お世話になっております。本当にありがとうございます。皆様も、今ほど狭い、そして住宅ということに関しましては、大変重要なテーマ・分野であるということは、もう言うまでもありません。

今日は、住宅セーフティネットという観点でご議論いただくわけではありますが、時、日本は今新たな成長戦略というものを求められておるところでもあります。その意味でも、この住宅政策というのは大変重要な意味を持っているということでありまして、こ

の住宅宅地分科会の皆様のご議論は、これからの日本にとって大きな示唆を与えていただけるものになると、私は信じております。この新しい政務三役で昨日も議論しておりましたけれども、やはり住宅、これが本当に大きな柱になるのだということを、昨日もかなり時間をかけて議論をしております。ですので、皆さんどうぞ今後の日本を形づくっていくと、そういう観点からも熱心なご議論と、そして、未来に向けた大きなビジョンをおつくりいただきたいと存じます。

今日私は、ちょっとこのまま退出をしなければなりません、こういった機会もいいんですけれども、もっと身近なこじんまりとしたところで、委員の皆さんを初め、今日は専門委員の皆さん、そして、今日3人の有識者の方からいろいろご意見を賜るということでお聞きしております。また、いろいろと私も勉強させていただきたいと思いますので、また改めてお時間を賜れば幸いです。どうぞよろしく願い申し上げます。本日はありがとうございます。

【事務局】 どうもありがとうございました。なお、〇〇国土交通大臣政務官は、所用のため、ここで退席させていただきます。本日はお忙しいところありがとうございました。

【国土交通大臣政務官】 どうもありがとうございました。お先に失礼します。

【事務局】 次に、本日お手元にお配りいたしております資料のご確認をお願いいたしますと存じます。お手元の配付資料をご覧ください。

まず資料の1でございます。社会資本整備審議会住宅宅地分科会委員及び有識者の名簿でございます。

資料2は、事務局提出資料（住宅セーフティネットに関する取り組みについて）でございます。

資料3は、〇〇専門委員のご提出資料でございます。

それから、資料4は、〇〇様提出資料でございます。

それから、資料5が、〇〇様提出資料でございます。

それから、最後に、参考資料として、住生活基本計画の見直しに係る審議予定等について（案）をお付けしております。

以上の資料をお配りいたしておりますので、どうぞご確認をお願いいたします。資料の不足等ございましたら、お申し出をいただければと思いますが、よろしゅうございませうか。

それでは、今回は住宅セーフティネットをテーマとしてヒアリングを実施いたします。

初めに、事務局から住宅セーフティネットに関する取り組みについての説明を行った後に、〇〇専門委員、特定非営利活動法人びーのびーの理事長〇〇様、特定非営利活動法人ぱれっと理事長〇〇様の順番でヒアリングを実施いたしまして、これに関する質疑応答、意見交換を実施いたします。ヒアリングをお引き受けいただきました皆様には、厚く御礼を申し上げます。

ここでちょっとお願いでございます。ご発言をいただく際に、目の前にマイクがございますが、そのスイッチをオンにさせていただいた後、ご発言が終了されましたときには、スイッチをオフにさせていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては、〇〇分科会長をお願いいたしたいと存じます。〇〇分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 分科会長の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。また、本日は国交省の中で一番いい会議室で、久しぶりに使うものですから、皆さんスイッチの操作を忘れるかもしれませんが、一応発言が終わった後で切らないと次の方のマイクの音が入らないということなので、済みませんが、よろしくお願いいたします。私も久しぶりなので、間違えてしまいました。

本日は、ご多忙の中、有識者の方にヒアリングということで、分科会でいろいろお話を伺うということになりました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日、住宅セーフティネットということで、高齢者支援、子育て支援、障害者支援等という大きなテーマで議事を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

早速でございますが、まず事務局から、住宅セーフティネットについての取り組みについてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。お手元の資料2に従いまして、こちらのほうでご説明をさせていただきたいと思います。座ってご説明させていただきます。

住宅セーフティネットの対象というのは、今、分科会長からお話いただきましたように、先日ご議論いただきました高齢者以外に、障害者、子育て世帯、外国人、あるいは被災者、低所得者、離職者とか、さまざまな方がいらっしゃると思いますが、本日の資料は、先日高齢者についてはかなり資料をお出しさせていただきましたので、障害者、子育てを中心としてつくらせていただきます。

それでは、おめくりいただきまして、まず子育て世帯、障害者世帯、高齢者世帯の現状

と課題ということをご紹介させていただきたいと思います。ページで言いますと、4ページになります。

まず子育て世帯の現状ということでございますが、もう皆様ご案内のとおりでございますけれども、少子高齢化が非常に進行しておりまして、直近の平成20年ですと、合計特殊出生率が1.37というふうになっていまして、もともと丙午の年を下回った、いわゆる平成元年の1.57ショックから、またただらと少子化が進んでおりまして、若干回復した平成20年が1.37とこういう状態になっております。右にありますように、人口構造の推移と見通しでございますが、その結果、高齢化は進行する、少子化も進行するということで、結果的に見ると、生産年齢人口が非常に減っているという状態になっておりまして、2005年で生産年齢人口3人で1人を支えているのが、2030年ぐらいには1.7人で1人を支えるという形になります。

住宅政策から見ますと、その下にあります世帯構成がどうなっていくかということが非常に大切になるわけでございますが、一番左側の1980年ですと、真ん中の薄い黄色のところ、いわゆる我々が従来標準世帯と言っていた核家族世帯、夫婦と子でございますが、これが4割強あったところが、2010年を見ますと、これが3割弱になっていると。それで、結果増えているのは、一番下の単独世帯が2割弱から3割強に増えているという状態。また、あわせて一人親と子世帯なども増えているということが注目されるというふうに思います。

その次のページの子育て世帯の現状、さらにでございますが、現在の子育て世帯、どういう状況かと申し上げますと、大体子育て世帯である30代を仮に所得を見ますと、1997年ですと、500万～699万のところのレンジが多かったわけですが、2007年になりますと、300万台が最も多いという形で、相当所得が下がってきているということになります。また、そういうふうになりますと、共働き世帯も1990年代の半ばより非常に増えているわけですが、保育所待機児童数も増加しているという状況になります。

その中で、住宅住環境に対しての要請というのはどういうものがあるかということでございますが、下にございますように、いわゆる子育て関係の施設なり、サービスの要望というのが非常に大きくなっているということがあるかというふうに思います。

それに対して、政府全体でどういうビジョンがあるかということですが、平成22年の子ども・子育てビジョンの中で、ちょっと字が大変小さくて恐縮ですが、住宅にかかわる

ような主な話は、子どもが住まいや町の中で安全・安心に暮らせるようにというあたりなりが関係あると思いますし、また、仕事と家庭の両立という格好で、職場なり、家庭なりの立地とか、そういった話もあろうかというふうに思っております。

次に、障害者世帯の現状でございますが、障害者世帯、現在どこに、じゃあ、お住まいかということですが、左側の下ですが、全世帯平均ですと、公営あるいは公団等の公的賃貸にお住まいになられる方、6.2ぐらいになるわけですが、上に東京都、大阪府の例がありますが、障害者世帯は非常に公的賃貸住宅にお住まいの方が多いと、通常に比べると非常に多いというのが特徴かというふうに思います。

また、障害者の数等については、今の右側のほうに載せておりますので、見ていただければというふうに思います。

めぐりまして、じゃあ、障害者施策についてどうなっているかということでございますが、障害者自立支援法がありましたけれども、これは廃止をして、制度の谷間がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法を制定するということを目指して、今いろいろなところで議論が進められているところでございます。いずれにしろ、8ページの参考のところの右側にありますように、障害者が地域で暮らせる社会にと、自立と共生の社会の実現という目標については、そんなに多分変わらないだろうというふうに思いますが、そういった中で、住宅政策がどういうことをやっていけるのかということを考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

次に、高齢者世帯でございますが、これは先日出した資料と同じでございますが、高齢者世帯が増加していて、要介護高齢者も増えていく、あるいは単身世帯が増えていくという中で、次の10ページにありますように、今高齢者専用賃貸住宅ですとか、あるいは有料老人ホームという形でやられているものについて、少し一元的なルールのもとで消費者保護と供給促進の観点からサービス付き高齢者住宅という形で制度の見直しをしたいというふうに、厚労省と一緒に進めているという状況でございます。

次に、11ページでございます。じゃ、子育て世代、障害者世帯、高齢者世帯を取り巻く課題にどんなものがあるかということでございますが、一つは、いわゆる入居者制限ということでございます。入居者制限自体をやっている家主の割合は、減ってきてはいるんですけども、そのときにやはり対象になってしまうのが、外国人とか、単身高齢者、障害者、子どものいる世帯ということになっておりまして、こういうことをどうしていくかというのが一つの課題でございます。

また、次のページ、12ページですが、住宅ストックとのミスマッチということですが、こちらのデータでお示ししていますのは、人数の多い持ち家世帯が小さい住宅に住んでいて、割と非常に高齢の単身・夫婦世帯が大きい住宅にお住まいになられているという、いわゆるストックのミスマッチが起きているという状況にあります。これが前回〇〇説明者からお話があった、住み替えというのをどうやって進めていくかというお話につながるというふうに思っております。

また、住宅のバリアフリー化の状況ですが、そこにありますように、まだまだ持ち家は進んではいるんですが、特に民営借家等をはじめとして、まだまだ十分ではないという状況でございます。

次に、それに対して住宅セーフティネットとしてどういう施策に取り組んでいるかということでございます。

14ページをお開きいただきますと、平成19年に住宅セーフティネット法というのを作りまして、これは低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する人、いわゆる住宅確保要配慮者というふうに言っておりますが、こういう人たちに対して、どういうふうにそのセーフティネットをつくっていくかという形の法律になっておりまして、柱としては、公的住宅の供給の促進、また、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進ということで、例えば右側、後でご説明しますが、右側のほうの民間賃貸住宅の下のところにありますように、居住支援協議会ということで、各地方公共団体以外に関係団体の方にお集まりいただいて、大家さんと、それから借家人と、双方に応援をするというような体制整備をするとか、そういったことも進めているところでございます。

次の15ページですが、じゃあ、その住宅セーフティネットをどういう形で張っているかということですが、一番濃いところというんですか、公的関与の強いところは公営住宅、それから地域優良賃貸住宅、それから、入居の円滑化のための枠組みということで、何層にもネットを張ってやっていくという形になっています。

具体的に、じゃあ、どういう状況かといいますと、16ページ、公営住宅の現状でございます。公営住宅、公的賃貸住宅全体が今343万戸ありまして、賃貸住宅全体の2割、住宅全体の6%を占めているわけですが、そのうち公営住宅は218万戸になっております。ただ、現在の状況を見ていただきますと、最近の供給戸数が非常に少なくなっているのと、それから、老朽ストックが非常に増えているという中で、どうしていくかということになっている状態にあります。

それから、次のページに、じゃあ、公営住宅における子育て世帯、障害者世帯、高齢者世帯をどのように取り扱っているかということでございますが、もともと公営住宅は、所得でいいますと、大体25%以下の方々に対して、低所得者に対して、地方公共団体が低廉な家賃で供給するのに当たり、国も地方公共団体に補助をするという仕組みになっているわけですが、まずその整備については、平成3年からバリアフリー対応を標準仕様化しておりますし、心身障害者とか、それから高齢者等に対しての特別な設備が必要な場合については、標準工事費を超えた限度額を超えて補助をするとかやっていますし、また、入居に当たっても、障害者・高齢者世帯については、公営住宅は原則として同居親族がなきゃだめと、単身世帯はだめというふうにしているわけですが、障害者、高齢者については単身入居も可能にするとか、あるいは、これは子育て世帯も含めてですけど、所得制限を引き上げて入りやすくするとか、こういったことをしています。

また、入居に当たって、他のところの世帯よりも優先的な入居をするとか、これは地方公共団体のご判断によってそういうことが出来るようにしていますし、また、社会福祉法人等がやられるグループホームとかケアホームなどに対しても、公営住宅を貸すことが出来るような形で、より手厚くやるような体制をとっているところでございます。

また、18ページでございますが、じゃあ、少し公的関与が公営住宅より弱いものとしては、地域優良賃貸住宅というのがございます。これは民間等のお建てになる賃貸住宅を、高齢者住宅とか、障害者世帯、子育て世帯に対してお貸しいただくと。そのときに整備ですとか、家賃低廉化のための補助をするというものでございまして、平成20年度末の管理戸数、そこにありますような形になっているということでございます。

また、19ページですが、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会ですけども、民間賃貸住宅に関して、より円滑にお入りいただけるようにということで、地方公共団体だけではなくて不動産関係団体、いわゆる大家さんの側の人、それから、居住支援団体としてむしろ居住者を支援される方、こういった方々と協議会を組んでいただいて、双方への住宅情報の提供だとか、入居に当たっての支援といったものをしていただくということをやっております。現在愛知県、福岡市が、その協議会が既にできておりまして、愛知県などにおいては、離職者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を、この協議会などを使って支援されているところです。今ほかの地方公共団体に対しても、居住支援協議会をおつくりいただくようお願いしているところでございます。

また、次の20ページですが、むしろまちづくりの中で、じゃあ、子育て世帯とか、高

高齢者世帯、障害者世帯といった方々が町中に住んでいけるようにしていくためにどうしていくかということで、2つ挙げさせていただいております。一つは補助の話、一つは容積率の緩和でございまして、補助の話は、再開発事業等を行うときに、そういった子育て支援系の施設を入れたり、そういったことをやる場合には、その補助の上乗せをするというものがございます。それから、容積率の緩和については、総合設計制度という敷地内に一定の空地を設けて容積率を割り増すという仕組みの中で、そういった子育て支援施設等入れられる場合に、そういうものも配慮した上で割り増しをするといった形の制度もございます。

それから、21ページでございます。これも補助制度でございますが、高齢者等居住安定化推進事業ということで、前回の会議のときに、高齢者のところをご紹介させていただいたかと思うんですが、これ自体は高齢者だけではなくて、高齢者、障害者子育て世帯の居住の安定に資する先導性の高い取り組みを公募して、それで、それに対して選定をし、一定の支援をするというものがあまして、例えば多世代が交流してお住まいになられるような取り組みですとか、あるいは情報提供とか、相談業務をやられるとか、そういったものも対象にして応援をしているところでございます。

またバリアフリーについても、OTとかPT等の方と連携して、よりその人の身体状況に応じたバリアフリーが出来るような体制整備をするというようなものについても支援をするということをやっております。

それから、22ページですが、高齢者等の住み替え支援制度ということで、これは前回〇〇説明者をご紹介されたものでございます。

23ページに、10として、賃借人の居住の安定を確保するための法律を挙げています。これ今継続審議になっているところでございまして、これは民間賃貸住宅にお住まいになられるときに、今なかなか保証人を立てるというのが大変だということがございますので、家賃債務保証業をやられる方がいるわけですが、なかなか、ゼロゼロ物件等でいろんな問題になったところがございますので、そういったものについての規制ですとか、あるいは家賃の取り立ての禁止だとか、そういった話についての法律を現在出してございまして、継続審議になっているところでございます。

それから、25ページ以降に具体の事例を載せさせていただいております。民間住宅の居住の安定をしている事例ですとか、26ページですと、ケアの専門家がバリアフリーをやるのに当たっての体制整備をするとか、27ページ、28ページ、29ページあたりは、

いろんな多世代が交流をするような形での具体の事例、それから、30ページについては、公営住宅におけるグループホームの事例、これは改修によって行う事例というのを載せさせていただいております。ご参考にしていただければ幸いです。以上です。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。ただいま資料に基づきご説明ありましたが、ご質問等当然あると思うんですが、これから3名の方からご説明をいただいた後、まとめて、相互に関連ございますので、そのときに質疑応答ということにしたいと思っておりますので、議事進行についてよろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

では、早速でございますが、最初に、東京都における高齢者住宅施策・子育て世帯向け住宅施策について、〇〇専門委員にご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【専門委員】 〇〇でございます。座ってご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3に基づいてご説明させていただきます。

まず1ページをお開きください。高齢者住宅施策を概観してございます。左は、高齢者向け住宅施設の供給のイメージ図になっています。経済状況を縦軸に、要介護度を横軸にそれぞれ示しておりますけれども、都として特色のある施策は、モデル1、ケア付き賃貸住宅と、モデル2の都市型軽費老人ホームであります。後ほど詳しくご説明したいと思っております。

右のほうになりますけれども、上段に高齢者の入居支援といたしまして、東京シニア円滑入居がございます。また、下段になりますけれども、地域にお住まいの高齢者に対する相談支援といたしまして、東京モデル3のシルバー交番事業がございます。これも後ほどご説明させていただきます。

2ページをお開きください。東京都における高齢化の状況をデータでお示しております。左側の高齢者人口の推計のグラフをご覧ください。高齢者人口の割合は、平成32年には25%を超えます。また、75歳以上の後期高齢者人口は平成32年に前期高齢者人口を上回りまして、37年には200万人を超えるというふうに推計されております。右側の高齢者世帯の推移をご覧ください。高齢単身世帯は今後も増加を続けまして、平成42年には約90万世帯になると見込まれております。

3ページをご覧ください。左側は、要介護認定者数の推移であります。平成12年の介護保険制度の開始以来、認定者数が大幅に増加しております。右側は、要介護認定者に占

める75歳以上の高齢者の割合でございます。要介護認定者に占める割合は8割を超えております。今後75歳以上の高齢者人口の増大に伴いまして、要介護者も大幅に増加していくものだというふうに考えられます。

4ページをお開きください。高齢者世帯の所得の状況です。高齢者のみ世帯を見ますと、年収200万円以下の世帯が約4割を占めておりまして、低所得の方の割合が高いということがわかります。

5ページをご覧ください。都内の高齢者の住まいの現況を示した図でございます。左側の点線の内側が高齢者のいらっしゃる世帯です。点線の外側、図の右になりますけれども、その他の世帯に比べまして、高齢者のいらっしゃる世帯では、持ち家の比率が高くなっていることがわかると思います。

6ページをお開きください。介護が必要になった場合に望む対応でございます。これは在宅でお住まいの高齢者ご自身の回答でございますけれども、介護などの支援が必要になった場合に、自宅での介護を希望する方が66%となっております。一方、施設やケア付き住宅を希望する方は約2割であります。これに対して、右側の表は、老人ホーム・介護保険施設の定員と、主な高齢者向け賃貸住宅の整備状況です。施設の定員は全体で10万人弱、高齢者向けの賃貸住宅は約1万7,000戸というふうになっております。

7ページをご覧ください。高齢者の居住安定確保プランでございます。高齢化が急速に進行する中、高齢者が生き生きと暮らすことの出来る社会を実現することが重要であります。そのためには、高齢者が多様なニーズに応じて住まいを選択することができ、安心して暮らすことの出来る環境の整備を図ることが求められております。東京都では、高齢者の居住の安定確保に向け、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に推進するため、基本的な方針と、実現のための施策を示すものとして、この9月に、この確保プランを策定いたしました。一番下に記載しておりますけれども、この確保プランは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者居住安定確保計画としての位置づけを持つものであります。ここでは大変大ざっぱに確保プランの内容を示しておりますけれども、左の①高齢者向け賃貸住宅の供給促進といたしまして、高齢者向けケア付き賃貸住宅の供給促進や、高齢者の賃貸住宅入居支援などを、右の②老人ホーム等の供給促進といたしまして、都市型軽費老人ホームの供給促進ですとか、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の供給促進などを記載しております。それから、真ん中の下の③でございますけれども、地域で高齢者を支える仕組みの構築といたしまして、シルバー交番設置事業や生

活支援サービスの充実などを盛り込んでおります。

確保プランでは、それぞれの整備目標を定めまして、その目標実現のための施策を提示しております。お手元に確保プランを配付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

8ページ以降で、確保プランの中の主な事項についてご説明させていただきます。8ページをお開きください。

まず東京モデル1。先ほどお話しいたしましたけれども、東京モデル1でございますけれども、高齢者向けケア付き賃貸住宅の供給促進であります。モデル1の要件といたしましては、1つ目に、バリアフリー化されていること、2つ目に、緊急時対応や安否確認などのサービスが提供され、その質が確保されていること、3つ目に、高齢者が適切な負担で入居可能であることというふうにしております。必要に応じまして、利用可能な生活支援サービス、介護関連サービス、医療サービスなどが提供されます。サービスの質の確保といたしまして、都が定める指針に基づくことを要件としております。なお、地価の高い東京の実情に合わせまして、既存建物を改修して整備する場合に面積要件を緩和しております。

9ページに、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の関係をイメージ図で示しておりますが、この東京モデル1は、高優賃、適合高専賃及び高専賃の一部が含まれるものというふうに考えております。

10ページをお開きください。見守り等のサービス付きの高齢者向け賃貸住宅の供給の例といたしまして、本モデル事業を行っております。これは要介護状態になっても24時間安心して暮らすことが出来るよう、生活支援サービス、医療サービス、介護サービスを連携させた高齢者専用賃貸住宅の普及促進を図るものでございます。一番下に記載しておりますが、これまで平成21年度に日野市と足立区の2件の実績がございます。

11ページをご覧ください。公共住宅等の活用ですが、シルバーピアの整備など、公営住宅そのものの活用のほか、建て替えにより創出した用地を活用して、高齢者の施設ですとか、ケア付き住宅の整備を促進することなども行っております。

12ページをお開きください。老人ホーム等の供給促進でございます。東京では地価が高く、また、人件費等が高いこともありまして、なかなか供給が進んでおりません。そこで、各施設の整備に対しまして、東京都は独自の補助を行い、供給促進に努めているところでございます。

2項目目に記載しております東京モデル2ですが、これは地価の高い東京の実情を踏まえまして創設された都市型軽費老人ホームであります。たまゆら火災事故を契機にいたしまして、低所得で身体機能の低下した高齢者でも利用出来る住まいとして、面積基準等を緩和し、利用料の低廉化を図ったものであります。また、用地に関しましては、特養等の整備に当たり、所有地を50%減額して社会福祉法人等に貸し付けるなどの工夫を行っているところであります。

13ページをご覧ください。シルバー交番設置事業でございます。この事業は、地域で高齢者を支える仕組みの一つであります。施設や高齢者住宅などのケア付き住まいで暮らすのと同様の安心を地域全体に供給する仕組みとして進めているものでございます。シルバー交番は、地域における24時間365日ワンストップサービス窓口の機能を担います。高齢者からの相談を受けまして、訪問活動、あるいは緊急時対応、地域の力を活用したサービス提供体制のコーディネートなどを行いたいと考えております。

14ページをお開きください。高齢者の入居支援であります。まず高円賃の登録閲覧制度でございます。これは国の制度でございますが、都におきましては、生活支援サービス提供がある場合、要綱に基づく届け出を行うことを追加で義務づけまして、サービスの質の確保を図ってまいります。

また、東京シニア円滑につきましましては、都独自の制度でございます。高齢者の多様なニーズに対応するため、高円賃の登録閲覧制度を補完する制度ということで位置づけております。高円賃とは異なりまして、基本的に面積基準は設けておりません。そして、設備につきましても、台所、水洗便所、洗面設備が共用であれば可だというふうにしております。

15ページをご覧ください。高齢者向け住宅のサービスの質の確保でございます。高齢者向け住宅の生活支援サービス公表事業でございます。これは、高齢者向け住宅において提供される生活支援サービスに関しまして、都として策定した指針に基づいたサービス提供が行われるということを目的に、サービス内容の届け出を行わせまして、東京都のホームページで公表するという事業でございます。これによりまして、高齢者が希望に沿った生活支援サービスを提供している住まいを探すことが出来るようにしようというものでございます。

以上が、高齢者住宅の施策でございました。一つ一つ申し上げませんでしたけれども、今までお話しした事業につきましましては、住宅部門において実施しているものもございまして、高齢福祉部門において実施しているものも多々あります。また、両部門で連携

して実施している事業もございます。ただ、なかなか都の組織で申しますと、高齢者施設ですとか、介護、福祉、医療のサービスは福祉保健局、住宅は都市整備局ということで局が分かれております。今後超高齢社会に向けて住宅施策と福祉施策の緊密な連携がますます重要だと考えておきまして、都におきましても、両部門のさらなる連携強化に努めていきたいというふうに考えているところであります。

それでは、次に、子育て世帯向けの住宅施策に移らせていただきます。

16ページをお開きください。都における子育て世帯向け住宅施策の概要でございます。公的住宅を活用した子育て世帯向け住宅の供給、それから、子育て世帯向け民間賃貸住宅の供給促進、子育てに配慮した住宅の普及などに取り組んでおります。

17ページをご覧ください。都における少子化の状況です。東京都の出生率ですが、平成21年の合計特殊出生率は1.12であります。人口維持に必要と言われております2.07を大きく下回っておりまして、全国最低の水準であります。

18ページをお開きください。左の表は、理想的な子どもの数と、持ちたい子どもの数の差でございます。東京では、理想が2.52人に対しまして、持ちたい子どもの数が1.90人ということで、乖離が0.62人です。これに対しまして、全国における乖離は、2.56人と2.12人の差の0.43人でありまして、東京は全国に比べてその乖離が大きくなっています。右側は、持ちたい子どもの数が理想よりも少ない理由ということでありますけれども、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからというのがもっとも多くあります。ただ、4番目に、家が狭いからという理由が挙げられております。

19ページをご覧ください。都内の保育所等の定員でございますけれども、定員は年々増加しているけれども、それにも関わらず、本年4月の待機児童数は前年より496人増加し、8,435人となっております。待機児童数の内訳では、特にゼロ歳児と1歳児の伸びが大きくなっております。

20ページをお開きください。今申しましたような状況に対する都としての取り組みを記載しております。保育の実施主体は区市町村でありますけれども、都内の区市町村はさまざまな工夫を凝らして待機児童解消に取り組んでおります。都といたしましても、独自の制度であります認証保育所をはじめといたしまして、区市町村に対して手厚い都独自の補助等を行うことにより、待機児童解消に向け積極的に取り組んでいるところではございます。しかしながら、昨今の経済状況等のために、待機児童の増加が、先ほど見ていただいたように非常に著しいという状況がございます。

21ページをご覧ください。子どもの家庭内の死亡事故の発生状況でございます。数値は全国のデータでございます。0～4歳児の家庭内での不慮の事故による死亡者数は、年間で172人でありまして、交通事故の54人よりも多い人数となっております。家庭内死亡事故の内訳を見ますと、ゼロ歳児では窒息が最も多く、1～4歳児では溺水が最も多い事故原因となっております。

22ページをお開きください。こうした状況に対しまして、東京都では、本年5月に子育てに配慮した住宅のガイドブックを作成し、普及を図っているところでございます。1～4にお示ししました4つの視点から48項目の技術的な指針を提示いたしました。皆様のお手元にその冊子を配付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

23ページをご覧ください。公共住宅の既存ストックを活用した子育て世帯向けの住宅供給であります。都営住宅におきまして、一般募集とは別枠で募集する子育て世帯向けの期限つき入居制度を策定しております。また、都営住宅と公社住宅におきまして、優遇抽選制度やポイント方式などを実施しております。

24ページをお開きください。都営住宅の建て替えにより生じた用地を活用いたしまして、民活事業によりまして子育て支援を行っている事例でございます。3の特色の(1)をご覧ください。子育て世帯向け賃貸住宅100戸、これは周辺の市場家賃相場に比べまして、約3割低廉な家賃で提供されます。また、(2)に記載してございますように、子育て支援施設といたしまして、認証保育所、クリニックモール、病児保育所なども設置されます。

25ページをご覧ください。東京都において今年度から3カ年のモデル事業といたしまして実施する東京都子育て世帯向け優良賃貸住宅供給助成事業の内容でございます。これは、少子化対策といたしまして、子どもの安全の確保や、子育て支援施設の併設等に配慮し、良質かつ一定以上の広さの民間賃貸住宅をモデル的に供給する事業でございます。

以上、大変雑駁でございましたけれども、私からの説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【分科会長】 はい、どうもありがとうございました。

続きまして、子育て支援に関する取り組みにつきまして、〇〇様にご説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【説明者】 横浜から参りましたNPO法人びーのびーのの理事長をしております〇〇です。資料番号4をご覧ください。私は、まだ幼稚園や保育園に行く前の子育て家庭の支

援を行っております。さらに、このような事業を行っている事業者のサポートということで、NPO法人子育て広場全国連絡協議会という中間支援組織のほうの運営もさせていただいております。

それでは、資料のほうですけれども、もう皆様方からいろいろ資料が提出されております。2ページ、3ページは、急速な人口減少と高齢化が同時に進行しているというグラフでございます。4ページも、非常に日本は高齢化が急速に進んでいる、また、同じように出生率についても下がったままで、今はまだ上がるという、ここでこれ以上上がるのかどうかというところがなかなか見えてこない、そういう現状かなというふうに思っております。直接住宅とかかわらないかもしれないんですけれども、やはり子育て、結婚、出産ということだと思いますと、なかなかまだ女性が仕事も子育てもというのがかなえられない、そういった日本の現状があるかなというふうに思います。また、男性のほうも、やはり妻子を養えないという中で、先ほども年収の話がありましたけれども、今の若い世代がかなり経済的に厳しいという状況の中で、お互いにそれなりに働き、そして、子どもたちを設けていくということについてのモデルが見えてこないというような現状があるかというふうに思います。

また、非常に長時間労働の中で、お互いに男女が出会えないとか、忙しい、また、結婚がもちろんすべてでないというような風潮などの中で、なかなか日本の場合は結婚しないとお子さんがということがありますので、結婚のハードルというところが高くなってくる、それが結果として子どもが少ないということになっているんだろうなと思います。

また、出産のハードルとしましては、子育てしながら就業継続出来る見通しが立たないとか、今もってまだ、結婚して出産前に6割の女性がやめるというような状況です。第1子が生まれる要因としては、会社の制度が、育休制度も含めてかなり整っている中で何とか1人持てる。そして、第2子については、夫婦間の家事・育児の分担とか、パートナーの協力があってということが言われております。3人目というのは、かなり経済的に余裕がないと持てないのかなということがあります。

また、今の住宅事情もあるんでしょうか、小さい子どもを世話した経験がないということ、また、身近に子育て家庭の様子を、暮らしの様子を見る機会が少ないという中で、今子どもを持っている母親たちの半分が、小さい子どもの世話をしたことなく母親になっています。もう子どもが生まれたり子育てができて当たり前という状況ではない。そういった中で、子育てとか、そういったものが世間に見えるというようなことが、住宅を考えて

いく上でも大事なというふうには思っております

また、子育ての孤立化・負担感ということで、今は働いている、いないに関わらず、非常に子育て家庭の精神的な負担が大きいというふうに感じております。これはやはり祖父母と同居していない、子育ての伝統文化が継承されない、そして、核家族化の中で、母親が特に孤立しがちであるということがあると思います。本当にお母さんたち、聞いていますと、今世間でかなり虐待等の報道があって、子育て家庭に対して厳しいまなざしも向けられる中、本当に育児不安や育児疲れ、そういったところからちょっと声を荒げてしまう。そういったときも窓を閉めないと、ご近所からクレームが来る、赤ちゃんの声がうるさい、そういったようなことを気にされている家庭が本当に多いなというふうに感じております。

また、子ども子育てに非常に優しくない社会ではないか。諸外国から戻って来られた若い世代が、言葉のバリアーよりも、日本に来て子育て家庭を見る周りのまなざしがとても厳しく、親がやって当たり前、しつけがなっていないというような、そういった声の中で萎縮してしまう、若しくは開き直ってしまうみたいなことをおっしゃる方が多いです。

また、介護のほうも同じだと思えるんですけども、子育ては親がやって当たり前という中で、やはり国を挙げて社会的に家族をサポートすることが遅れてしまった国だと思います。北欧等の国に比べて、社会的な抛出というのが日本は非常に少ないというふうには思っております。

次に、私どもの事業の紹介をさせていただきます。7ページになりますけれども、私自身は横浜市港北区というところで、まずは商店街の空き店舗の20坪ほどのスペースを借りて、親子の居場所というのを2000年にオープンいたしました。これは全く助成金の入らない自主事業でございました。その後、2年後に、これは国の国庫補助事業、厚生労働省のほうの事業で、集いの広場事業という事業になりました。当時2002年時点では全国にたった28カ所の集いの広場事業でございましたが、この2010年の春先、1,500カ所まで全国に広がってまいりました。もちろん、すべて民間が運営しているわけではございませんが、約半分程度は民間NPO等が運営をさせていただいております。今現在は、預かり保育をしたり、それから、より公的な委託のお金が入った地域子育て支援拠点どろっぷというような大きな施設も運営させていただいております。

8ページに参ります。これはもう子育て中の親たちが立ち上げたNPOでございます。地域にはお年寄り若しくは子育て中の若い母親たちが日中過ごしていく中で、やはり非常に孤立感がある中で、そういった親たちが一緒に手をつないで、そして、自分たちに必要

なサービスを自分たちで生み出そうということで活動してまいりました。例えば書店に行っても、地元のなかなか細かい情報までは手にとれないということで、例えば今幼稚園や保育園というものについても、私たちが欲しいのは全国の情報ではなく、身近な地域の幼稚園・保育園の情報であって、こういったものはなかなか、行政で出ているものは細かいことまで書いていないわけですね。お母様方が欲しいなという情報がなかなか手に入らない。それであれば自分たちでつくってしまおうということで、こういった幼稚園・保育園ガイドも、もう毎年発行して10年になります。それから、親子の居場所が少ないということで、いろんなモデルを見せていただきながら、自分たちで、商店街で立ち上げていったということがあります。

9ページが、その様子でございます。本当に空き店舗をフローリングして、そして、水場を設けてつくった居場所です。ここは親も参加いたしますので、幼稚園、保育園とは若干趣が違ふかと思えます。やはり子どもだけでなく、親同士がつながるといふ、そういった環境がございませんので、こういった場でいろんな地域の情報交換がされ、また、お互いに育児のちょっとした悩みなどを相談交流出来る、そういった場になっております。

次に、10ページでございます。こちらが、公的な委託事業を行っております子育て支援拠点どろっぷというものです。先ほどの商店街の施設は、20坪の非常に小さなところでございますが、こちらのどろっぷのほうは、1階、2階合わせて300平米、下には小さな園庭もあって、そして、下のフロアは200平米ほどあります。一日80組ぐらいの親子がご利用いただいております。また、そのうちの2割が育休中の方です。ですから、今育休をゼロ歳児でとれてきていると思えますけれども、そういった方々も、地域の情報を得るためにこういった場を活用されていると思えます。

また、私どもは、この場に多様な世代の人たちにかかわってもらいたいということもありまして、シニアのボランティア、もう今80近い方もいらっしゃいます。それから、夏を中心にではございますが、中学校、高校、大学など、昨日も近隣の大学の学生が生涯学習の一環で来ておりましたが、そういった多様な世代が子育て支援に関わってくださっています。

11ページが、ここに写っております学生さんたち、ちょっとお母さんがだれかわからない、白い洋服を着ている方がお母さんですけれども、名札をつけている女の子たち3人が、地元の県立高校の学生です。今ボランティアで単位が取得出来るような制度もあって、35時間で単位が取れる、そういう子どもたちです。こういった子どもたちが、もう高校生と

いえば、あと5年、10年で母親になる。そういった子どもたちが、こういった乳幼児と触れ合う機会というのは、とても大事だなというふうに思っております。

この園庭ですけれども、やはり小さい子どもたちにも土が欲しい。そういった中で、小さなスペースではございますが、こういった砂場、泥んこ遊びが出来る場を確保し、後ろのほうにちょっと見えますが、これはキュウリですけれども、奥に畑もあって、ナスですか、あと大根、ブロッコリー、そういったものも植えて、お昼、皆さんお弁当を持ってこられますけれども、漬物を出したり、おみそ汁を出したりということで、やはり子どもたちも、食を通じてつながるという部分がございますので、こういった園庭があるということの重要性ということも感じております。

12ページでございますが、シニアボランティアの活躍ということなんですけれども、豆まきのところで、この男性ですけれども、彼は、先ほどの畑づくりのチーフでもございます。証券会社を退職された、本当に退職サラリーマンなんですけれども、こうやって子どもたちのボランティアに週1回来てくださっています。

また、この右のほうにある木工のキッチンセットなんですけれども、これも退職した方がおつくりになったものです。かなり、全く木工とは関係のない企業の社長さんでしたけれども、退職後、こういったスキルを生かして、玩具をたくさんつくっていただいたり、バザーに提供してくださっております。

13ページは、こういった事業者の方々のための中間支援組織として子育て広場全国連絡協議会のほうも立ち上げてまして、これを見る限り、半分以上がNPOが立ち上げた、そういった方々のサポートを全国的にさせていただいております。実はURさんなどが空き店舗をお持ちになっていて、その空き店舗の部分をこういった子育て支援に活用出来る場合は、半額家賃を免除していただいているんですね。そういった情報も、こういった協議会のほうで流させていただいて、URさんの例えば空き店舗の情報と、こういった事業を始めたいという人たちの、少し繋ぎなどができればいいなというふうな思いもございます。実際にURさんの物件で、この広場事業を展開している事業者さんなどもございます。

次に、今後の子ども・家庭支援の方向性ということなんですけれども、16ページでございます。支え合いの社会づくりということで、孤立しがちな乳幼児期の家族でございますが、子どもが生まれるということをきっかけに、ぜひ地域とつながって欲しいなと思っています。なかなか子どもがおられませんと、ほとんど皆さん働いていらっしゃるのです。家と駅と会社、それだけになってしましまして、なかなか地域というのが入って

こないんですけども、子どもを育てるには地域の人たちのサポート、支え合いというのが非常に大事になってまいりますので、そういった意味でも、子どもができた最初の一歩というところを地域で応援していきたい、そういう活動をしております。

今保育園というところは、保育に欠けるという条件がないと入れない。それは、概ね両親ともが働いている、仕事をしているということなんですけれども、今密室で子育てしているお母様方を見ていますと、保育に欠けるは、もうすべての子育て家庭に言えるのではないかというふうに思います。家族内ケアでは、なかなか、限界に来ているのかなというふうに思います。介護のほうが、すべてお嫁さんの手でと言われていたところから、介護保険ができて社会的にサポートが進んだように、今は子育て部門でも、もちろん第一義的には母親・家族が責任を持つんでしょうけれども、だったら、それを支える社会的な仕組みも必要ではないかなというふうに思っています。

子どもは、本当に人との触れ合いの中で育ちます。そういった意味では、いろんな世代の、祖父母世代の役割もあると思いますし、それから、これから親になっていく世代の関わりというものが非常に大事だと思います。非常に若い世代の人たちの方たちにも、これから社会を担っていく社会の形成者として、家族を持つというイメージをぜひ持っていていただくような、そういった多世代の地域づくりということを意識していきたいというふうに思っております。

17ページでございますが、私どもは地域で、NPOとして地域づくりに邁進しているわけなんですけれども、やはり国のほうにも、子育てに関しては、国を挙げての運動に持って行って欲しいということで、もう一つ私が活動しているものがございます。にっぽん子育て応援団ということで、昨年の5月に、国にもう少し子育てを社会的にサポートする運動をして行って欲しい、制度をつくって行って欲しいということで提案をしている活動でございます。

18ページでございますが、今国のほうでも、子ども・子育て新システムということで、いわば新エンゼルプラン、子ども・子育てビジョンというのができてきたわけなんですけれども、なかなか改善していかない。そういった中で、乳幼児期のところ、特に幼稚園・保育園の一体的な運営ということも含めて、財源を一元化し、さらに市町村裁量を高める形で、地域のサービスをもうちょっときめ細やかにやっていこうという形で、こういったシステムのイメージ像が、本年6月に出てきております。こういったことも、大きく考えてみれば住宅施策にも関わってくるのかなと、また、子育て支援のインフラに関わってくるのか

なというふうに感じております。

19ページは、今現在の地域子育て状況のイメージです。保育園が、概ね中学校区というのは、おおよそ1万人がお住まいになっているということですが、認可保育所、それから幼稚園、今その両方の機能を持つ認定こども園というのもできてきていますが、まだ本当に地域から見ると、どこにあるのだろうというような状況です。そんな中、私が活動しているのは、真ん中あたりにある地域子育て支援拠点事業というもので、中学校区に概ね0.7カ所、今後少なくとも中学校区に1カ所はつくってほしいと、そういった事業でございます。

20ページに参りますけれども、それが、これから約7年後ですか、中学校区がどんなふうになっていくかというようなイメージ図でございます。

もう時間もあれですけれども、21ページに、私が今まで提言させていただいたように、多様な世代がサポートし合えるまちづくりというのができてくるといいなというふうに思っております。住民参加型のまちづくりということで、まちをよくしたい、暮らしやすいまちにしたいという人たちとともに、地域福祉計画をつくりながら、もっと多様な世代の参画を入れたまちづくりにしていけるといいのではないかと。やはり住んでいる方がまちに責任を持つということがとても大事ではないかなというふうに思っています。そして、そういったアイデアを持っている人たちが、空き家・空き店舗の優先的な利用が出来るといいのではないかなというふうに思います。

また、多世代の家ということで、今は非常に縦割り行政の中で、高齢者は高齢者、子どもは子ども、障害者は障害者と分断されがちなことがあると思いますけれども、高齢者、子ども、障害を持つ人たちも、日中の居場所として集えて、そして、そこが若者の例えば就労の場になるような、こういったモデルがドイツにあるというふうに伺っておりますけれども、いろんな世代の人たちが暮らしやすいコーポラティブハウスのような物ができてくるといいなというふうに思っております。

また、先ほど来も資料に出てまいりましたが、若い世代は、本当に子どもが1人増え、2人増えという中で、どんどん住み替えをしたいなというような希望もございまして、また、子どもが巣立っていく中で、また住み替えをしたいなというような、非常にやはり子どもの数が、住居の住んでいる家族の数が変遷するという中で、非常に今高齢者の方が2人暮らしで、1人暮らしでも広いお家に住んでいらっしゃるという中で、なかなかその住み替えがうまくいかないということがありますので、そのあたり、何か国として税制面の

優遇だとか、いろんな工夫で出来ないかなというふうに思っております。

また、やはり若い世代ですね、そういった意味で賃貸物件に住んでいる方も多くて、もう少し賃貸物件がバラエティーに富んで多様性のある、魅力ある賃貸物件があるといいなというふうに思います。本当に時々なんですけど、子育て応援マンションなど、ちらりちらりとするケースがありますけれども、まだとても少数派なのかなと思いますし、それが今後若い世代だけが住むのがいいのかどうかということも、やはりあります。シニアタウンだけで、それでいいのかという議論もあると思います。やっぱりそういった意味で、このマンションのあり方というのも問われてきて、そのあたりと多世代の暮らしぶりというところの連携が必要なんだろうなというふうに思います。

私がこの子育て広場を立ち上げるときに、空き店舗で始めたんですけども、実は本当は一戸建てでやりたかったんですね。一戸建て、もう一つの家というコンセプトでやりたかった。しかし、一戸建てでやろうと思うと、子ども施設というのは今迷惑施設。子どもの声がうるさい、近所の目がある、ベビーカーがいっぱい来る、自転車がいっぱい来るという中で、非常に迷惑施設と見られがちです。そういった中で、商店街は非常に温かかったんですね、子どもの声を賑わいというふうにとらえてくれるという意味で。そういった意味で、商店街の活性化ということも含めて、子育て、こういった支援活動が商店街に入ってくるというのは非常にいいのかなというふうに思っております。

また、実は子育てバリアフリーということなんですけど、バリアフリーについては、高齢者、障害者のほうがもう先行しております、その部分がうまくいっているところは、子育て家庭が伺っても大丈夫ということがあります。バス、電車、飛行機、公共施設、ショッピングセンター、駐車場など、こういったところで優先的に利用が出来るといいなというふうに思っております。

また、今公共住宅のいろいろな資料を見せていただきましたけれども、やはり今、公共施設の中、若しくは住宅の中には交流スペースというのがあると思うんですけども、なかなか活用が促進されない面もあるというふうに伺っております。そういったところに、先ほどの多世代の家のような物や、子育て支援のような場があれば、もっと人々が集える、そういった場になるのではないかと。そういうときに、よく皆さんおっしゃるのは、頼めるNPOが見つからないというようなお話を聞きます。そういった意味で、NPOの中間支援組織、それは障害、高齢、子育て、そういったところとうまく連携していただいて、ちゃんと信頼性のある地元のNPOとマッチングしていく中で、いろんな、多様な運用の仕

方というのが見えてくる、そういうことも期待出来るのではないかなというふうに思います。

今後の課題として、子ども市民活動団体だけでなく、町内会や、そういったところとの調整、それから、いろんな多様な主体が共同して参画する、そういった地域づくり、まちづくりが新たな住宅の施策にも反映させられていけば、もっと生き生きとしたまちづくりが出来るのかなというふうに考えております。

雑駁な話でしたけれども、子どもや高齢者、障害を持つ人たちが大切にされる社会、それが住宅の施策の中にも見えてくるということが、今後ソフト化社会の中にあって、とても重要なことではないかなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

【分科会長】 はい、どうもありがとうございました。

続きまして、障害者支援に関する取り組みにつきまして、〇〇様にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【説明者】 障害者福祉の制度とか、数字的なことは説明がありましたので、省略をさせていただきます。それから、資料5にあります、これも参考程度に後で読んでいただければありがたいと思います。

私が今日お話ししますのは、民営のNPO法人が企業と協働で知的障害者と一般の人が一緒に住むコーポラティブハウスをつくった一つの具体的な事例としてお話しさせていただきます。障害者、特に障害者の中でも知的障害者は働くにしても、暮らすにしても、自立型という形にはなりにくい人たちです。私が渋谷区の恵比寿で子育てをしながら周りを見回したときに、知的障害者が見えない、どこで暮らしていて、どこで働いていて、どんなふう遊んでいるのか全く見えない、そのような1983年に、私は、これはおかしいということで、若者のボランティアと一緒に、たまり場活動から始まって、28年たちました。彼らの、知的障害者のニーズに合わせて一つ一つつくってききましたところ、5つのセクションになってしまったのです。私どもの考え方は、知的に障害のある人たちも、地域の中で、社会の中で当たり前の生活が出来る、そういう社会づくりをしようということで始まったわけです。余暇活動の「たまり場ぱれっと」から始まりましたけれども、彼らのニーズに合わせていくと、教育期間を終えて、働くということになりますと、社会にその受け皿がない。そこで、彼らが本当に希望する職場をつくるべきではないかということで、クッキーを製造し、販売する「おかし屋ぱれっと」をつくり、それから、恵比寿の中心街に株式会社を立ち上げて大変小さなレストランで彼らが、接客業に従事出来る職場を

つくり、スリランカカレーを提供しております。さらに彼らが成長していきますと、親御さんが高齢になってきますので、自立ということを考えますと、暮らしの場をつくらなければならない。そのときに、やはりグループホーム、ケアホームが必要だろうということで、「えびす・ぱれっとホーム」という6名が入居出来るグループホームをつくりました。さらに、その後、知的障害の人たちも、指導される側だけではなくて、自分たちが指導者側に回るべきではないかと考え、国際支援活動を通してスリランカにクッキー作りの作業場をつくって、おかし屋ぱれっとで働いている知的障害者が実際に向こうの障害者を指導する、つまりクッキーをつくるノウハウを教えに出かけて行って国際支援の役割を持つ活動をずっと続けてまいりました。実際そのように一つ一つつくっていきますと、彼らの共生と自立というテーマが、どうしてもしっかりと定着していない。なぜだろうと、私どもは随分議論しました。今、地域の崩壊が叫ばれていますが、地域の中で、隣にだれが住んでいるのかわからない、声をかけたこともない、そういう不安定な関係にある社会で、読めない、書けない、そして計算が出来ない、抽象思考が難しい知的障害者が、地域で当たり前の生活が出来はずがない、ではどうしたらいいのだろうかと考えました。施設をつくればすむことだということにはならないのです。なぜなら、自分で生まれ育って生活をしている中で、さらに親が亡くなっても自分たちの力で生活をしていくとすれば、地域の中で生活続けることが自然だからです。そういうときに、一人で生活できなければ、周りの人に助けてもらわなければならない。とすると、障害者だけで住むとか、障害者だけで働くという形は、やはり大変不自然です。そこで、一般の人と一緒に働いたり、暮らしたり出来る形をつくらない限りは、障害者が地域の中で当たり前の生活は保障されないだろうという考えから、いわゆるシェアハウスとかコーポラティブハウスと今盛んに言われていますが、健常者と言われている一般の人たちと障害者が一緒に住むアパートをつくるべきだということになりました。その夢が、グループホームをつくってから15年もたって、この4月に実現したのです。しかし、極小のNPOが、土地の高い渋谷区の恵比寿の地域に家を建てるということは至難のわざです。また、制度的にも、障害者福祉の分野では、一般の人が一緒に住むと、その制度に当てはまらないものですから補助金も出ません。制度が変わるまで待っていますと、一つの事例として皆さんの前に問題を提起することができなくなりますので、何か実現出来る方法はないかと1年間考えた末、企業との協働にいたりしました。たまたま社員寮が老朽化したので、建て直すか、若しくは改装・改修する企業の話聞きつけまして頼み込み、社会貢献をしてくれないかと交渉を続けました。

そして、1年かかって、ようやくスタート台に立ったわけです。それがおとしの12月です。家づくりの一步から始めて14カ月をかけてこの4月の初めに3階建ての家が、恵比寿の駅から歩いて8分ぐらいのところの明治通りに面したところに建ったのです。現在は一般の人が4人、そして障害者が3人入居しており、もう1人これから入ってきますが、8人の共同生活がスタートして半年になります。

地域の中で害者が住む家を14カ月かかって完成させたのですが、NPO団体のばれっとが普通の家をつくるということは、周りの住民の抵抗があるんじゃないかと皆さんに聞かれます。グループホームをつくる時も、それから今回の時も、周りの住民にも障害者に関する説明会を開いて建てるということは一切しませんでした。ごく普通の家をつくるのです。障害者だけを集めるから施設になってしまうので、それは不自然です。一般の人と一緒に住むということは、普通のアパートを建てることと同じことですから。それから、ばれっとを設立した28年前から、出来るだけ多くの一般の人を巻き込むという形をずっと続けてきましたので、今回もいかにして一般の人をどれだけ多く巻き込んで一つの家をつくり上げていこうかと話し合いました。そして、中心になったのが、たまり場ばれっとにボランティアとして活動している若者たちでした。NPO法人ばれっとはあくまでも側面的なサポーターとして位置づけ、こういう家をつくりたい、こういう家に住みたいと思っているたまり場ばれっとのボランティアが中心になり、障害のある人たち、障害のある人たちの親御さんも一緒に参加し、さらに専門家も入っていただき、そこに、グループホームのスタッフも何人か加わって総勢20名ぐらいの人たちが月に2回集まって、一から話し合いを持ちました。どんな家が住みやすいか、どんな家に住みたいか、全く素人の人たちが集まって始めるわけですから、大変な議論です。特に障害のある人たちの意見を聞きたいということで、彼らの意見を引き出すことから始まったのです。そういう意味ではかなり時間がかかりましたけれども、ああでもない、こうでもない意見交換を重ねた末、結果的に14ヶ月かかりました。

その家ができて上がって、今住み始めて6カ月ですから、この家がばれっとの理念に照らし合わせて良かったのか悪かったのか、まだ結論は出ません。四季折々1年間住み、そして2年目を迎えると、かなりいろいろな問題が出てくるだろうと私は思っております。問題が出てくるほど、私は、これからもっといい物がつくれるのではないかと期待をしているのです。モデルケースになるかどうかわかりません。しかし、そういうふうな家を初めて全国でつくったということで、たくさんのお見学者が見えていますが、実際に生活してい

る場を見たときに、それをどうやって地域に持ち帰るか、つまり、地方の人はかなり空き家があったり、改修すれば十分に住める一軒家がたくさんあるのですから、地域にアイデアを持ち帰って地域に合った形の家をつくり、そして、障害者だけが固まらない、そのような暮らし方がどんどん広がっていく、ぱれっとは、その下地になる種をまいたというふうに思っております。

半年を過ぎて、入居者ミーティングが月1回、それから、それを運営管理する側のぱれっとの運営委員会というのが今開かれています。私どもは、協働事業者である企業と話し合った末、サブリースという形をとらせていただきました。そして、運営管理はぱれっとがするという、土地を提供していただき、そこに建物を建てていただいた、その建築費を、家賃で10年かかって返すという形のサブリースを組んだわけです。つまり、ぱれっとが入居者と直接契約を交わすという形です。あの土地の高いところで、6畳一間は必ず確保出来るという家ですけれども、6万9,000円から7万1,000円の家賃を払わなければならないのですから、知的障害者にそれが可能なのかとい疑問も出ます。実は障害が重い人ほど国の制度は手厚い、しかし、ボーダーライン層の人には薄いということで、彼らが社会の中で大変厳しい生活をしているのが現実です。それは経済的にということだけではなく、精神的にも苦しいのです。ですから、働いていてその対価をもらっていて身辺が自立できている知的障害者、それが入居の条件です。しかし、一般のアパートには住みにくいので、親は子どもを一般のアパートに押し出す勇気がないということで、家族と同居している軽度の障害者に、親が亡くなってもここで生活出来るんだよと皆さんに声をかけたところ、かなりの障害者が応募をしてきたわけです。

実際に6カ月を振り返ってみますと、問題がないわけではありません。それは、障害者というよりも健常者のほうに問題が出てきました。彼らは社会人として経済的に自立している若者たちが今4人住んでいますが、彼らもこれまで共同生活の経験がない。リビング、ダイニング、キッチンを使って共同で生活をしているのですが、親元から自立して共同生活を望んで入ってきた人たちが、実は共同生活のルールがわからない、料理が出来ない、掃除の仕方がわからない、洗濯もしたことがないというような若者が住み始めたのです。先日の入居者ミーティングのときに、健常者のほうから「疲れた」と本音が出たんです。それは障害者と一緒に生活をしているからですかと聞きましたら、障害者がいるということに関係ありませんと言うのです。つまり、他人と一緒に住むということに慣れていない、だから気を使う。今までは一人暮らしのように実に気ままに過ごしていた。日本の働き方

は、欧米に比べると異常だと思えるほど、8時、9時、10時まで、残業をして帰ってくると、冷蔵庫をあければ夕ご飯が残っている、洗濯物があれば、洗濯機に入れておけば親が洗ってくれる、そして、家の鍵があれば、いつ帰ってきていつ出勤したのか親はわからないという生活をしてきた者が共同生活をする、これはかなりしんどいことだという話になったのです。同居人が障害者だからということに関係がありませんとはっきり言っていました。

そういうような状況の中で、これからシェアハウス、コーポラティブハウスのような住まい方が広がっていきますと、障害者はどれだけ当たり前の生活ができ、共生と自立を目指すことが出来るのかというところが、私たちのこれからの課題になると思っております。

でも、そうは言うものの、だれかがつくらなければならない。となると、ぱれっとが手を挙げて、挑戦してみましたが、これはやはり民間の力だけでは到底なし得ないことです。ですから、やはり官と民がしっかりと手をつないで融合しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

私は、官と民の新しい公共の円卓会議に4カ月出させていただきました。その中でも、暮らしというところまで、官と民が新しいアイデアを出すということは大変難しかったです。それから、働くという課題では、経済産業省の円卓会議にも出ております。そのソーシャルビジネスの視点から、障害者の働き方は随分変わってきたと感じています。企業も変わってきました。これは少し光が見えてきています。ですが、住む場所、住まい方に関しては、まだまだ難しい問題があり、欧米に比べると遅れているというふうに私は思っております。ですから、これからは国交省がこういう形で乗り出してくださり、そして、それに対して新しい支援をするということは大歓迎でして、私どもNPOから見ますと、これから何とか地域、社会づくりと変革のために協力していきたいと思っております。

今日は初めてこのような場に出させていただきます、皆さんのお話をお聞きしていて、これからの暮らし方が少し変わってきて期待できそうだと思います。私も発表させていただきます。どうもありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局のご説明と、3名の方からいろいろご説明いただきましたので、全体合わせていろいろ質疑応答したいと思いますので、どなたからでも結構ですし、どなたに対する質問でも結構ですので、ご遠慮なくどうぞご発言いただき、また、ご説明いただいた方からも、もし何かほかの方にご質問とか、事務局への要望等含めていろいろありましたら、どうぞご遠慮なくご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 今皆さん方のお話、最後にお話しいただいた〇〇さんのお話、ちょっと補足でお伺いしたいんですが、その4人の若者たち、一緒に住もうと言って手を挙げた若者たちは、どういうところでこの家を知って来たのか、そういうあたりがわかっているのか、何かその辺少し補足して説明していただくと。

【説明者】 はい。4人のうちの2人は、ロコミと「ばれっつつうしん」の呼びかけを見て、公募で入ってきました。後の2人は、実は一緒にこの家をつくった仲間で、ボランティアです。自ら入りたいと言って、こういう家をとという夢を持って一緒につくったんですが、実際に入ってみると、随分共同生活っていうのはしんどいものだと、面倒くさいものだというふうに感じてきているようです。大変肉肉なことです。でも、これはばれっとなんにとっても彼らにとっても一つの学びだと思います。もし大変だったら出てもいいですよと言っています。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 今日の話は、なかなか住宅だけで解決出来る問題ではなくて、福祉であるとか、社会的な制度であるとか、いろんなものとどう連携していくかという部分だと思うんですね。それはお三方それぞれに出てきた課題ではないかなと感じました。例えば、東京都からは、住宅政策的にご説明いただいたわけですが、その中でも例えばシルバー交番の話とか、それから情報の話は、実際仕組みはつくっても、どうやって高齢者がこんなややこしい仕組みを使えるんだろうかと思いました。仕組みをつくるだけではほとんど機能しないことがよくわかって、どうやって、普通に使えるような仕組みにするのかというあたりをもう少し議論しなきゃならないのではないかなと思ったんで、あとで実際うまく機能しているかどうか、機能させるための課題、その辺を聞かせていただければなと思ったのが1点ですね。

それから、子育てのところでは、最後に住宅に対する提案ということで、多世代の住み合う、地域で住み合えるような住宅、あるいは空き家・空き地・空き店舗をうまく使っていけるような、そういうお話があったかと思います。これから住宅戸数と世帯数がどうなっていくかという、住宅が空いてくるというのは明らかだと思いますし、それが地域の課題になっていくことが明らかになってきている中で、今のマーケットの作り方というんですか、今の貸し借りであったりとか、売買の方法だけでは、なかなかうまく地域にある個人の資産を地域の資産化するのは難しいのではないかな。そういった個人の使いにくく

なっている資産をどういうふうマーケットに乗せていくかというあたりが全然見えない
というか、もっと違う、今の売買と賃貸以外の住宅や土地に対してのお金の払い方も含め
て、どうやってつくっていくのかなと思います。今は分譲、買うということ以外にないで
すよね。何かもっと違う短期的な利用の仕組みだったりとか、あるいは権利を買う仕組み
のバリエーションをもっと増やすとか。

それから、〇〇さんのお話は、最後に、結局は共同して住むことはみんな出来ないんだ
よというのは、とてもおもしろい、そのとおりでと思うんですね。震災の後、コレクティ
ブハウジングが話題になって、幾つか公営でつくってきたわけです。神戸市はつくってき
ましたし、それから、民間でも、それを推奨してこられた方が、自分たちでやろうという
のでコレクティブハウジングをつくられたりしてきたんですが、うまく共同の部分が使い
こなせないというようなことが起こっているわけですね。だから、共同で住むことのライ
フスタイルを、もう少し多様にこれから試みていくしかないのかなと感じて、これも一つ
の例ですけれども、震災以降続けてきたコレクティブハウジングもやっぱり一度検証し
てみる必要がありそうです。うまく使いこなせていないのは、ニーズと合っていないのか、
スタイルがつくれぬのか、まだよくわからないような状況があるような気がしますので、
そういったあたりも含めて皆さんのご意見も聞けたらと感じました。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。今ご発言していただけますか。

【委員】 意見、はい、とりあえず聞いてみましょうか。

【分科会長】 わかりました。じゃ、相互に関連の可能性もありますので、少し何人か
伺ってから、また適宜いろいろそれに関連してご発言いただきたいと思いますので、また
どなたかから。ご遠慮なく、いかがでしょうか。目が合ってしまったので、済みませ
ん、じゃあ。

【委員】 ちょっと私の関連のほうからいきますと、先ほど話のありましたばれっとさ
んの運営のほうの中で、資料を読みますと、運営経費の部分についてはどうなっているか
というのが資料に一応出ているんですが、これ、もともとばれっとの家 いこっとと言
うんですか、これをつくられたきのスキームと、つくった建物に関して、これ障害者の施設
でつくっていないとすれば、補助金とかの入り方ですね、これがどうなっているのか。こ
れリースの形になっていきますので、こちら辺で建築したときの、いわゆる通常の補助金
が入っているか入っていないかとか、その辺のところをお聞かせいただきたいというのが1
点です。

それから、今回の話の中で、私が興味深くお伺いしたのは、事務局の資料の中で、横浜市の民間住宅安心入居事業というのがありますね、住宅供給公社を介してやっているものになります。これが結局、市供給公社として見ると、どのぐらい持ち出しといたしますか、予算がかかっていて、どのぐらいの実績件数があるのかと。このスキームの課題と、これを普及させていくためにはどういう工夫が必要なのかということをお聞きしたいと。あわせて東京都さんがいらっしゃいますので、これと同じようなスキームを東京都のほうで、ないしは区市町村でやられているかどうかですね。仮にこういうのをやっていく場合にどんな課題があるかということが、考えられることがありましたら、ご教示いただければというふうに思います。あ、福岡市さんもいらっしゃいますので、その辺自治体の方にお聞かせいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

【分科会長】 ほかにまた、ご質問今あれば、まとめてちょっと伺っていきたくと思いますが、いかがですか。はい、じゃ、さらにどうぞ。

【委員】 済みません、質問で。今日のお三方のレクチャーというか、お話、実は私、個人的にも非常にみんな絡んでいるところがありまして、〇〇さんのぱれっとが活動している東というのは、私が事務所をつくってずっと住んでいたエリアのゾーンなので、このあたりの活動もちょっとお見受けしていたりして、〇〇さんの子どもたちの広場っていうのも、私も実は子どもは共同保育所から育てていったので、このあたりのご苦労はよくわかることと、東京都の事例でいくと、共同保育所を今度認可保育所に変えるときに、建物の——大田区さんだったんですけども——建て替えというか、変更することをお手伝いしたときに、東京都のいろんな条例とか、国のとか、いろいろ建物を用途変更するとき、非常にものすごく高いハードルがあって、それを越えるのにも、かなりまだ初期段階、認可保育所に変える制度が、東京都はまだ議会で議論している時期だったので、かなり苦労しながら進めたこともあって、そういう経験からすると、逆に今そういうことをされている立場として、例えばこういうことがもう少し緩和されたら非常にやりやすくなるとか、そういうことを少しでもこの場で聞かせていただくとありがたいと思いますし、例えば行政の立場からなさっていても、なかなか、形はわかるんですけども、制度としてそれを了解できなくて困っていらっしゃる場面とか、東京都の場合だと、例えば東京都モデルというのは非常におもしろいなと思っていて、こういうのって、やっぱり地域性というのがすごくあるので、同じことが言えないと思っているんですね。土地が非常に広くて家もいっぱいあって、そういうことは何も気にしなくて運営出来る地域と、本当に土地が高くて、

場所もなく、そこでまず一本目でもものすごく大変だということと、それがやはり、こういう国が一つの指針を出すときの一つの限界でもあるんですが、逆に、そういう地域ごとのモデルというのが、それをどうやって包括して全体を一つとして国の方針として持っていく、結構難しい話だけれど、そこがないと、やれるところとやれないところというのがあって、そのあたり、多分それぞれ、子どもたちのために、閉じていく核家族社会の問題ってものすごく深刻で、いろんな事件があることは、子育てをしている人にとったら、本当に自分も犯罪者になりかねないと思ったことあるよねっていう親御さんたちの声って、やっぱりよく聞くんですね、私も保育所や幼稚園を設計している。だから、その紙一重のところをどうやって開くかというのが、住宅施策も、こういう人が集まれる場所をどうつくるかってすごく重要だと思っていて、もう一つ、障害を持つ子どもたちが育っていつて社会人になってというところもものすごく重要で、今小学校では、多くの、さまざまな状況のお子さんをなるべく普通の学校で引き受けるという形で制度が数年前から変わってきて、選べるようになってきているんですけど、ちょっと前までは、そういう知的障害があるお子さんは、特殊学級か、そういう専門の学校に行く選択しかなかったんですけど、その変化が、見ていると一番違ってきているのは、一緒に過ごしている子どもたちのほうなんですね。そういう障害を持つお子さんをすごく自然に受け入れて遊んで、一緒に勉強しているという状況が、この四、五年で大分根づいてきているから、それがやっぱりある面いいところではあるんですけど、片方で見ていると、やはり生涯自分がそれで生きていくためのいろんな手だてを、専門の学校であれば、小さいときから学ばせることが出来るんですけど、普通学級にいる以上は、普通の子と同じところでしか教育を受けられないので、なかなかその辺の、私が見ていても、どちらを選択するかというのは難しいなというのが見えてきているんですけど、それが全部、子どもたちから始めて高齢者までの大きな住宅を支えていくという中で、私はせっかくお三方に、こんなことが変われば非常にやりやすいみたいなことを聞かせていただきたいなとちょっと今思います。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。あと、専門委員の〇〇さん、何かご質問あるようでしたら今。はい、じゃ、よろしく願いいたします。

【専門委員】 ありがとうございます。〇〇さんと〇〇さんに同じ質問をさせていただきたいと思います。障害者の方、若しくは子育て世帯の方々と、進められている活動はとても立派なものですし、本当に賛同出来る話だと思っています。先ほどの先生方のお話にもありましたけれども、子育てから、高齢化、そして介護となると、障害といいますが、

罹病とも背中合わせであると。それぞれの人生のステージでどこに住むのか、戸別住宅なのか、地域の中でなのかそういったことも考える必要があるというのが、まずベースにあります。その上でお聞きしたいのは、例えば〇〇さんのところでいうと、子育てをしている親御さんたちが、そこに住み続けたいのか、将来設計としてどういう絵を描いているのか、その絵を描く中で何に困っているのかという声があるようでしたら、ぜひお聞かせ願いたいなど。そして、〇〇さんにも、障害者の方、その親御さんと接していらっしゃると思いますので、いずれ親御さんもお年を召されていくわけですから、そういったところを想定する中で、強く、ここだけは何とか心配のないようにしておきたいとか、そういう声があるれば、ぜひご紹介していただけないかなと思います。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。〇〇専門委員、何かございますか。

【専門委員】 私も、基本的には一緒なんですけれど、個人的なことながら、私も6歳の娘と来週2歳になる息子を抱えて、一応父親業を家ではやっているわけですが、〇〇さんのお話で非常に共感あったのは、私も妻も、たまたま結婚して今の場所に住んで、そのときには、私も妻も、今の住まいの周辺には何の地縁もなかったんですよ。ですから、働いている間は、本当に会社と住まいの行き来ですから、週末家の周りで買い物をするということについてはだれの目も気にしないでふらふらしていたわけなんですけれども、子どもができた途端、一気に地域とのつながりが出来てしまって、おいそれと変な格好でうろろ歩けなくなったぐらい、この子どもとかとの関係はすごいなと思いますし、特に2人目の子どもが生まれたときに実感したのは、多分息子は、息子のために買ってやった洋服はないんですね。うちの場合は上が娘なんで、お下がりじゃないんですけれども、実は地域の母親とのつながりというのがものすごい勢いで増えていくんで、もうもらい物ばかりで、週末家で洗濯を手伝っても、息子の名前が書いていない息子のシャツばかり干しているんで、何だよ、これはみたいな、変な話なんですけれども、だから、すごく実感としてよくわかったんです。やはりこういう仕組みというのは、どうやったら子どもを生む前の人たちに感じてもらえるのか。僕ら、我が家も、子どもが出来るまでそういうことって全く知らなかったわけですね。子どもが生まれてみると、意外とそういうネットワークというのはすうっと出来ていくっていう、この実感がやはり、うちの家内なんかも言うんですけども、当初の子どもが生まれる前の不安感と、できてからの地域のつながりというのは全然違うと。これをどういうふうに子どもが生まれる前の人たちに伝えていくのかというのが一つのポイントかなっていうのと、皆様のお話とも通じるんですが、こういった

活動をやっていくためにどういう仕組みが必要なのかとか、インフラが必要なのかというところ、特に、やっぱり避けては通れないお金の話というのも多分あると思うので、ちょっとそのあたりをリアルに聞けるといいかなと思いました。

【分科会長】 はい、では、ありがとうございました。じゃあ、いろいろ各委員からご質問等ございましたので、資料のご説明と、ご発表をいただいた順で、ちょっと補足の説明をお願いしたいと思います。まず、課長がちょっと不在のときに質問があったんですが、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 済みません、今ちょっと手元に数字、ちょっと聞き合わせていますので、少しお時間をいただければと思います。

【分科会長】 わかりました。では、順にということで、じゃあ、〇〇さんから、済みません、よろしくお願ひいたします。

【専門委員】 はい、済みません、最初にシルバー交番ということで、仕組みをつくってもなかなか、実際機能がどういくなかが心配だというお話だったんですけども、まさにそのとおりでございまして、実はこれを制度設計したのは、昨年制度設計をし、予算要求も、都としてはやりました。ただ、実際は、区市町村の事業として、補助事業という形で実施していただくので、今これは福祉保健局の事業なんですけれども、福祉保健局の幹部が各区市町村を、何とかシルバー交番という事業に協力していただきたいというふうに戻っているところです。それで、実際には2自治体のほうで何とか対応してくれるような形にはなっておりまして、まずそこと、やり方をどんなふうやっていくのかというのを一つ一つ積み上げていながら、全体に広げていければと思っています。これは緊急通報をやるということになるんですけれども、24時間いつでも駆けつけることが出来る体制を要件に掲げていますので、なかなかハードルは高いのですが、せっかく打ち出していますので、出来るだけ普及させていきたいというふうに頑張っているところであります。

それから、次に、国交省さんがおつくりになった25ページの横浜市さんのような例がないかということなんですけれども、私どもの冊子で、居住安定確保プランの37ページをご覧いただきたいんですけれども、全く同じものは基本的にやっておりません。37ページの下に注書きにありますが、あんしん居住制度ということで、高齢者の入居支援といたしまして、利用者の費用負担によりまして、見守りサービスや、万一の場合における葬儀の実施、それから残存家財の片づけを行う制度ということで、これは財団法人の東京都防災・建築まちづくりセンター、ここが実施している事業がございまして。

それから、いろんな施策を実施する際に、その地域地域によっていろんな課題があって、何とか国のほうにいろんなお願い事がというお話がちょっとございましたけれども、何といても東京都の場合には地価が高いということで、その中で、例えば高齢の場合ですと、超高齢社会で高齢者がますます増加していく中に、例えば特別養護老人ホームですとか、グループホーム一つ、それから高齢者向けの住宅にしても、整備するに当たっては、地価の高い東京の中でどうやって整備するのかというのが一番悩ましい問題であります。都といたしましては、先ほど申しましたけれども、面積基準を若干狭くするというような形で、そういった対応に資するようなことが出来ないかということは試みているんですけども、まあ、じくじたる思いもありまして、実際じゃあ、地価が高いから、他県ではこの面積で最低基準でやっているのにも関わらず、東京都の場合には狭くて我慢しろというのかというのが一方の議論であろうかと思うんです。ただ、そうは言いながら、それ以上に、数を増やさなければいけないという苦肉の策で、そういったこともやっています。それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、福祉のインフラ整備ということで、これも福祉保健局でやっているんですけども、都有地を50%減額で貸し付けるということで、例えば高齢の施設ですとか、保育所に対しても、そういうふうな施策をやっているんですけども、出来れば国のほうの国有地なりをそういった形で拠出していただければ、もっと進んだりするのではないかなという気はしております。一番大きい問題は、そういった地価の高い東京の中で、どう福祉施策、あるいは住宅施策を充実させていくかということに対応する問題だと思っています。

それから、保育についていいますと、先ほどもちょっと詳しくは言いませんでしたけれども、都独自の認証保育所というのは、保育に欠ける要件というのを外しています。そして、保育を必要とする児童に対して提供するというので、そういうために、これは厚生労働省さんの話なんですけれども、補助金をごく一部しかもらえていません。ということで、都と区市町村が折半の補助で運営している事業がありますので、これは何度も何度も厚労省さんをお願いしているんですけども、これを国の制度として位置づけていただければという強い思いはございます。ちょっと国交省さんとは直接関係ないんですけども、そういったこととございます。

【分科会長】 よろしいですか。はい。じゃ、ありがとうございました。

では、〇〇様から、はい、よろしく願いいたします

【説明者】 空き家をどういうふうにご利用していったらいいかというお話もあったと思

うんですけれども、例えば今もやっていらっしゃると思うんですが、武蔵野市さんで、テンミリオンハウスということで、空き家を提供してくださったら、固定資産税でしたか、免除していただける。そして、家主さんの希望に応じて、子育てであったり、高齢であったり、障害であったり、そういう目的に活用して欲しいというのを受けて、今度はその空き家を活用したい人たちが手を挙げて、こういう活動をしたんだということをプレゼンして、そして、その空き家の活用を決めるというような制度があつて、それに助成金も市のほうから出ていたと思うんですけれども、何かそういったようなことで少し利用者にとっても、それから拋出してくださる空き家を持っていらっしゃる方にもメリットになるような、何かそういうのが出来るといいのかなというふうに思ったりしました。

私自身も今、定期借家の家に住んでおります。やはりいろいろ子どもがいる世帯は、学校の学区の問題等もあつて、先ほど、どの時点で、また、若い世代がそこにずっと長く住まい続けるのかという問いがあつたんですけれども、一つは、転勤族の方はいかんともし難いんですけれども、それでもやはり小学校に入るというのが一つ大きなターニングポイントだろうというふうに思います。若い世代を見ていると。実はうちは幼稚園・保育園ガイドを毎年出しているんですけれども、上海からも問い合わせが来るんですね。そのエリアの幼稚園や保育園はどうなっているのかということがあります。ですから、その住みたいという地域のインフラですか、それから教育のレベルだとか、そういったことも気になさって引っ越し先を決めるという方が結構いらっしゃるなというのは、印象としてあります。小学校に入ってしまうと、ある程度、今東京都では少し学区選択ということがあるんでしょうけれども、大体固定されてしまいますので、小学校に入ってからもう転勤の辞令が出ても、お父さんだけ単身赴任で行くなんていうこともあるのかなというふうに思いまして、ある意味、小学校までに決めていく方が多いのではないかなというふうに思います。また、子どもが生まれて初めて地域を意識するというのは、本当にそうだろうなというふうに思います。そういった意味で、一つは、先ほどもちょっとご紹介しましたけれども、学生のうちから小さい子と触れ合う活動を通して、やっぱり両親だけで育てられないというか、いろんな人の関わりの中で子どもが育つというようなことをやっぱり体験してもらふ機会として、私たちのような場所にも多くのボランティアを受け入れていくということが一つ大事になってくるかなというふうに思っております。

それと、保育園の用地のことがあつたと思うんですけれども、実は私どもの、先ほどご紹介しました地域子育て支援拠点どろっぷは、芋掘り畑に建てていただいたもので、地元

の農家の方に建てていただきました。横浜市としては、なかなか固定資産の場を市の建物として建てるのは厳しいということで、賃貸物件を探したんですが、なかなかスペースのいい物がなくて、それではということで、地元の方で建ててくれる人を探すという戦法に出まして、それで、地元の農家の方の土地に、銀行から借入れをしていただいて、10年はやるというお墨つきを行政が出して、そして、建物を建てていただいたわけです。集会所という扱いで建てています。親も来る場所ですので、親御さんも子どもを見るということで、保育とはまた違う観点だとは思いますが、今そういった意味で、地元の大家さん等に聞きますと、30年、40年貸してくれというのは厳しいと、10年、20年であれば、まだ目安が立つということをおっしゃっている方もいるので、その賃貸の契約の年数ですね、そのあたりのことも見直しがあると、もう少しいろんな福祉事業に土地を提供していただける方も増えるのかなと。今横浜も待機児童が東京の次ぐらいに多いですから、もう市長以下、皆さん職員一丸となって、町内会と連携して場所を探すというようなことをされています。やはり地域の人たちの理解ということも大事になってくるのかなというふうに思っています。以上です。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。

では、〇〇さんからよろしく願いいたします。

【説明者】 先ほどお話ししましたように、企業が土地を提供し、建物を建ててくれたという形になっていますが、ぱれっとが運営管理をするということで2割のお金をいただき、不動産的な仕事をするわけです。これは、きちんと調べて違法ではないということで運営を任されていますので、もし空き室が出れば、入居者を募集しなければなりません、埋まらなければぱれっとは家賃が持ちだしになります。8室の家賃をきちんと払うことが条件ですので、空き室が続くと運営的には大変だと思いますが、大変便利な地の利の良いところにあり、トレンドィーな街なものですから、健常者も障害者も希望者が待っている状態です。ですが、一緒に住むということになりますと、先ほども言いましたようにこれは別な問題で、私どもがなぜこの家を建てたかと言いますと、障害があろうとなかろうと、人間関係づくりのためにもお互いに支え合い、助け合って住んでいこう、特に地域の崩壊で隣に誰が住んでいるのかわからないというのではなくて、日頃から向こう三軒両隣の声のかけ合い、そういうところからお互いに成長し合いましょう。なぜなら、社会の構成メンバーというのは、赤ちゃんから高齢、日本人や外国人、障害者や障害のない人、いろんな人たちが住んで社会を構成しているわけですから、当然その中で自然な人間関係をつ

くって、そして当たり前が生活が出来る、そういう社会であるべきだというのが根本にあるのです。ところが、人間関係づくりが非常に難しいということは、やはり人間関係が希薄であるということですから、挑戦せずにはいられないということでスタートしてしまっただけです。そして今は、いかに地域の中で助け合って生活をするのが大事なことになるのか、一人では生きられないのだということがきちんと伝わり、成長の糧になるんだとしたら、これは地域も変わってくるし、ひいては社会も変わるんじゃないかというふうな希望を持っています。

ところが、先ほど親御さんの話が出たんですが、親御さんはまた別な問題で、親御さんは障害を持った子どもを産んでしまったという責任、そして、その子どもに対してふびんだという感情があります。ですから、障害のある子供を自分の手から離すということに対して大変恐れを感じています。障害が重ければ重いほど、それは強くなります。ですが、いずれ自分が先に死ぬのだということもわかっているのです。ですが、親の本音と建て前が違って、子どもの障害が軽ければ軽いほど実は非常に自分の役に立って、自分が事例になって足腰が弱くなっても、面倒を見てくれるという気持ちがあるのです。親が高齢になってきたら、障害者が20歳から支給される障害基礎年金が、経済的に非常に役に立ってくるわけです。その年金が家賃のほうに回されると自分の年金だけでは生活が出来ないという現実問題も出てきますので手放したくない、しかし、はっきりわかっていることは、自分が死んでも子どもを山の中の施設には入れたくない、今の生活しているところでずっと生活して欲しい。その障害者の兄弟には預けたくない。預けるとやはりいろいろな形で問題が出てくるので難しいだろうということで、気持ちが千々に乱れるわけです。ということであれば、地域の中で小さな単位の人と一緒に住む家を増やしていく、これは親御さんの中でもこれから考えていかなければならないですし、親によっては期待しているということです。

【分科会長】 よろしいですか。はい。じゃ、どうもありがとうございました。

そろそろ予定の時間が参っているんですが、まだいろいろ議論尽きない点もあると思いますけれども、まず一つ事務局からご質問の点と、それを含めて、全体のことでもし補足があれば、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 先ほどの数字、済みません、大変申しわけありませんでした。〇〇委員からいただいているご質問の、横浜市の民間住宅あんしん入居の実績でございますが、平成21年度で相談件数763件で、実際制度利用をしてご入居されたのが168件。予算は、

この家賃債務保証の部分も含めて年間400万ということで回されていると聞いています。

具体的な課題ですが、むしろ住宅そのものというよりは、やはり高齢者、障害者の方の生活サポート、いろいろとケアだとか、そういったことが起きたときにどうするのかとか、そういう具体の生活サポートの点でいろんなご心配をいただいて、相談はあるんだけど、実際回しているところから、どちらかといったら賃貸住宅の、どちらかという不動産的住宅部局がメインになってやっているところがあるものですから、そうすると、なかなかそういうことについてどこまでやれるかと言われると、ここだけ特別に手厚くするというのもなかなか変だとかいうのも含めて、これについてどうしていくのかというところが今の課題だというふうに聞いております。済みません。

【分科会長】 はい、では、ありがとうございました。

まだまだちょっと議論は続くと思うんですが、一応時間のこともございますので、それぞれ午後の予定もあると思いますから、一応一旦このぐらいで議題の（1）については終わりにさせていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

（2）その他につきましては、今後の審議の日程等含めてのいろいろご説明があると思いますので、事務局からご説明をよろしく願いしたいと思います。

【事務局】 参考資料をお配りしております、今後の審議予定等についてという紙がございます。1番目はこれまでの経緯でございます、2番目以降、今後の審議予定が書いてございます。次回10月18日、月曜日、質の高い住宅の供給ほかでございます。それで、10月29日の午後に、現地視察を予定しています。場所につきましては、一応都市再生機構の団地再生事業の一つを考えていますが、まだちょっとほかにもいろいろ今検討中がございます、改めてご案内を差し上げたいというふうに思っております。それから、11月8日、月曜日、マンション再生等の議題について分科会を開きたいと考えております。以降は、そこに記載のとおりでございます。順次また先生方のご日程を合わせていただきながら、それ以降も決めていきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。以上でございます。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。視察につきましては、都内で行き来が可能などということ、今事務局で検討していただいているところがございますので、またよろしく願いしたいと思います。また、今後もかなり集中的に審議が進むということになりますので、ぜひ委員の皆さん、ご協力をよろしく願いしたいと思います。議題についても、このようにまだこれからも検討すべき課題は相当多いと思いますが、あと、

私、一委員としてちょっと気になる点で一つ、諸外国のアフォーダブル住宅についてちょっと状況を一回調べておいていただいて、我々の審議に参考になる点があるかどうか、割と欧米のイギリスとかアメリカのかなり大都市の地価の高いところの再開発の中で、特にやはり消防士の方とか、警察官の方とか、救命救急士とかを含めて、ある程度公務サービスで、まあ、それほど給料は高くないと言ったら、言い方がちょっとよくないんですが、そういう方々が住んでいないと地域が維持できませんので、公務員住宅というのはあまり今いいイメージで日本で言われてはおりませんが、十把一からげにそういうことを言うわけにいかないので、そこはもう少し、日本的にはどういうことなのかという、ちょっと気もしていますので、それは少しちょっと一回調べていただければと。

【事務局】 はい、勉強させていただきます。

【分科会長】 これは委員としての要望であります。

では、ほぼ予定の時間が参りましたが、最後に、せっかく〇〇さんがいらっしやっているので、また何か一言ご発言いただけますと。毎回のようには振っておりますけれども、恐縮ですが、よろしく願いいたします。

【事務局】 本日はどうもありがとうございました。今日ご議論いただいたセーフティネットの議論というのは、恐らく伝統的には低所得の方、所得が低いからマーケットで良質の住宅を確保出来ない方に対する支援策ということで、住宅政策上は大体整理をされていた部分ではないかというふうに思っています。ただ、現実にはご高齢の方、高齢者が急速に増えていくという時代になり、それから、子どもの数がすごく減ってくるという、人口世帯の構成の変化というのが非常に大きくなってきて、実際にマーケットで住宅を確保出来ない人というのはどういう人なのか、所得が低いというのはどういう理由なのかというところまで入った形で政策を議論し直す必要があるということではないかなというふうに思いました。今日、3人の方からいろいろお話を伺いましたけれども、それを聞いておいても、多分施策対象というところをあまり大まかにパカッと、こういう人たちは困っている人だからという議論をするのではなくて、もう少し対象をきめ細かく見た上で政策を考える。その政策を考えるということになると、多分住宅政策は、この分野では一部であって、セーフティネットの議論というのは、社会全体でセーフティネットをいかにやるかということですから、その一部として住宅はいかにあるべきかという議論に戻していくということが大事なんじゃないかなと思っています。多分ハードの住宅という話以上に、例えば給付みたいな部分との組み合わせをどうするかというようなことも含めて、

議論を整理する必要があると思っております、今回のビジョンづくりの中でも、そこはもう一遍整理をし直してみたいと思っております。ありがとうございました。

【分科会長】　　ちょうど明かりも暗くなって、やめてくださいということです。じゃ、本当にどうもありがとうございました。また次回以降ぜひよろしく審議のほうをお願いします。また、参考人として来ていただいた方、本当にありがとうございました。また折に触れて、分科会の審議についてまたご意見があるようでしたら、事務局にお寄せいただければと思います。本当にどうもお忙しいところありがとうございました。

— 了 —